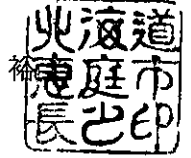


恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第9号

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例(昭和53年条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第1種電柱	1本につ き1年	420円	第1種電柱	1本につ き1年	480円	
	第2種電柱		650円	第2種電柱		730円	
	第3種電柱		880円	第3種電柱		990円	
	第1種電話柱		380円	第1種電話柱		430円	
	第2種電話柱		610円	第2種電話柱		680円	
	第3種電話柱		830円	第3種電話柱		940円	
	その他の柱類		38円	その他の柱類		43円	
	共架電線その他上空 に設ける線類		長さ1 メートル	4円		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1 メートル
	地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き1年	2円	地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き1年	3円	
	路上に設ける変圧器	1個に つき1 年	370円	路上に設ける変圧器	1個に つき1 年	420円	
地下に設ける変圧器	占用面 積1平 方メー	230円	地下に設ける変圧器	占用面 積1平 方メー	260円		

現行				改正案			
		トルにつ き 1 年				トルにつ き 1 年	
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1 個につ き 1 年	<u>760 円</u>		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1 個につ き 1 年	<u>850 円</u>
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>320 円</u>		郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>360 円</u>
	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルにつ き 1 年	<u>960 円</u>		広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルにつ き 1 年	<u>870 円</u>
	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルにつ き 1 年	<u>760 円</u>		その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルにつ き 1 年	<u>850 円</u>
法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が 0.07 メート ル未満のもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	<u>16 円</u>	法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が 0.07 メート ル未満のもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	<u>18 円</u>
	外径が 0.07 メート ル以上 0.1 メートル 未満のもの		<u>23 円</u>		外径が 0.07 メート ル以上 0.1 メートル 未満のもの		<u>26 円</u>
	外径が 0.1 メートル 以上 0.15 メートル 未満のもの		<u>34 円</u>		外径が 0.1 メートル 以上 0.15 メートル 未満のもの		<u>38 円</u>
	外径が 0.15 メート ル以上 0.2 メートル 未満のもの		<u>45 円</u>		外径が 0.15 メート ル以上 0.2 メートル 未満のもの		<u>51 円</u>
	外径が 0.2 メートル 以上 0.3 メートル未 満のもの		<u>68 円</u>		外径が 0.2 メートル 以上 0.3 メートル未 満のもの		<u>77 円</u>
	外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル未 満のもの		<u>91 円</u>		外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル未 満のもの		<u>100 円</u>

現行			改正案				
外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		160 円	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		180 円		
外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		230 円	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		260 円		
外径が 1 メートル以上のもの		450 円	外径が 1 メートル以上のもの		510 円		
			法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設置するもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 円
				道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	地上に設置するもの	1 本につき 1 年	680 円
				その他のもの	地上に設置するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	430 円
					地下に		260 円

現行				改正案			
				設けるもの			
				その他のもの			850円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	760円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	87円
政令第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	政令第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月
			96円				87円
			960円				870円

現行				改正案				
掲げる物件			トルにつき1年			トルにつき1年		
	標識		1本につき1年	<u>610円</u>	標識		1本につき1年	<u>680円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日のその他に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10円</u>	旗ざお	祭礼、縁日のその他に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>96円</u>		その他のもの	1本につき1月	<u>87円</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日のその他に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>10円</u>	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日のその他に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>96円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>

現行				改正案					
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		480円			その他のもの	430円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		760円	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		850円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		87円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月		76円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月		85円
政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額

現行				改正案			
建築物	その他のもの		近傍類似の土地の時に <u>0.033</u> を乗じて得た額	建築物	その他のもの		近傍類似の土地の時に <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.033</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.025</u> を乗じて得た額
備考 (略)				備考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。